

日田市災害廃棄物処理計画【概要版】

第 1 部 総則

1-1. 背景及び目的

我が国はその地形、地質、気候などの自然条件から、地震、台風、大雨等による災害の発生リスクが高く、全国各地で多くの災害を経験している。大分県（以下「県」とする。）は広く山地に覆われている地形であり、平成 29 年 7 月に発生した九州北部豪雨では、県内各地で土砂災害に見舞われる等、大雨による土砂災害が毎年のように起きている。特に日田市（以下「本市」という。）は、周辺に中小河川が縦横に走っていることに加え、中心部が低地に位置しているため、河川の流れ込みが多く大雨による洪水の被害が顕著である。

本計画は、国の「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月改定）、「大分県災害廃棄物処理計画」（令和 2 年 3 月改定）、また、「日田市地域防災計画」（令和 6 年 2 月）（以下「市防災計画」という。）等を踏まえ、災害時に大量に発生する廃棄物の円滑かつ適正な処理を推進することを目的として策定する。

1-2. 基本的事項

対象とする災害及び被害想定

本計画で対象とする災害は、市防災計画を踏まえ、風水害等（豪雨災害・台風）及び地震（地震による災害）とし、以下の災害規模を想定する。

対象とする災害	想定する災害規模	建物被害棟数
風水害等	平成 29 年 7 月豪雨と同規模の水害	全壊：89 棟、半壊：316 棟 床上浸水：497 棟、床下浸水：993 棟
地震	<small>くえのひらやま はねやま</small> 崩 平山一万年山地溝北縁断層帯地震	〈木造〉全壊：597 棟、半壊：1,006 棟 〈非木造〉全壊：43 棟、半壊：14 棟

対象とする廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、災害によって発生する廃棄物に加え、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とする。

対象	災害廃棄物の種類
災害によって発生する廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃物、可燃系混合物 ・不燃物、不燃系混合物 ・廃家電（4品目） ・有害廃棄物、危険物 ・その他、適正処理が困難な廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・木くず ・コンクリートがら等 ・腐敗性廃棄物 ・廃自動車等 <ul style="list-style-type: none"> ・畳、布団 ・金属くず
被災者や避難者の生活に伴う廃棄物	生活系ごみ、避難所ごみ、し尿

災害廃棄物処理の実施主体

災害廃棄物処理は、原則として本市が主体となり実施する。ただし、被害が甚大で、本市が主体となり災害廃棄物処理することが困難な場合は、地方自治法第 52 条の 14 の規定に基づく事務の委託により、県が災害廃棄物処理を実施する場合がある。

災害廃棄物処理の基本方針

基本方針1 国、県、市町村、関係事業者及び市民が責任を持って役割を果たし、一体となって災害廃棄物の処理を行う。

基本方針2 早期の復旧・復興を図るため、災害廃棄物の処理は可能な限り迅速に行う。

基本方針3 災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。

基本方針4 災害廃棄物の処理にあたっては、極力再資源化に努めるするとともに、中間処理による減量化等を推進し、最終処分量の削減に努める。

基本方針5 処理のため使用する施設については、既存の廃棄物処理施設の活用等圏域内、県内処理を原則とするが、被災状況や災害廃棄物の発生量等災害の状況に応じ、県外への広域処理や仮設処理施設の設置等も視野に入れ対応する。

第2部 災害廃棄物対策

2-1. 組織体制・指揮命令系統

組織体制は市防災計画に準じ設定し、災害廃棄物処理は、「市民対策部廃棄物処理班・衛生班（環境課等）」が主体となり、庁内関係部局と連携して実施する。

2-2. 情報収集・連絡網

発災直後は被災状況や収集・運搬体制に関する情報、発生量を推計するための情報を把握する。また、時間の経過とともに被害状況が明らかになるため、定期的に新しい情報を収集することを心がけ、正確に整理し、適切なタイミングで市災害対策本部や県等の関係機関に報告を行う。

2-3. 協力・支援体制

災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するために、国、県、他市町村、関係機関等と災害廃棄物処理に係る相互協力体制を整備する。また、災害廃棄物処理に係る人的・物的資源が不足する場合には、協定に基づき、県や他市町村に支援要請を行う。

2-4. 市民への広報

災害時の情報の発信方法としては、掲示板への掲示、テレビ・ラジオ、インターネット、ひた防災メール、防災行政無線、広報誌等印刷物、広報車を活用する。市民への広報は、統括部渉外・広報班と連携し行う。また、災害時においては、被災者から様々な相談・問い合わせが寄せられることが想定されるため、相談窓口を「市民対策部廃棄物処理班・衛生班（環境課等）」に開設する。

2-5. 職員への教育訓練

本計画の実効性の向上、また、収集した情報を災害時に的確に分析整理するために、職員への教育・訓練を通じて、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できる体制の整備に努める。

2-6. 災害廃棄物処理

災害廃棄物発生量の推計

本計画の地震の被害想定における災害廃棄物発生量の推計結果を以下に示す。

● 風水害等（平成 29 年 7 月豪雨と同規模の水害）

被害想定	災害廃棄物発生量合計(t)	種類別の災害廃棄物発生量(t)				
		木くず	可燃物	畳	不燃物	金属くず
平成 29 年 7 月豪雨と同規模の水害	7,560	1,126	2,835	129	3	234
		家電 4 品目	タイヤ	その他	土砂	
		38	15	2	3,178	

● 地震（^{くまのひらやま はねやま}崩平山一万年山地溝北縁断層帯地震）

被害想定	災害廃棄物発生量合計(t)	種類別の災害廃棄物発生量(t)				
		柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず
崩平山一万年山地溝北縁断層帯地震	81,205	12,424	4,385	24,361	39,385	650

し尿処理・避難所ごみ

災害時には、断水等によって自宅や避難所の水洗トイレが使用不可となることにより、仮設トイレからし尿収集車両（バキューム車）で回収する必要となる場合がある。被災者の生活に伴うし尿の処理や発生量・仮設トイレの必要基数を把握し、県や民間事業者団体等、事前に必要な体制を整備して円滑な情報収集及び迅速な支援体制の構築を図る。

本計画では、避難者数の多い地震を対象に定量的な推計を行うこととし、風水害等にも備えることとする。地震（^{くまのひらやま はねやま}崩平山一万年山地溝北縁断層帯地震）における仮設トイレ必要基数、し尿収集必要量及び避難所ごみ発生量等を以下に示す。

項目	
仮設トイレ設置基数	115 基
し尿収集必要量	31 kl/日
浄化槽汚泥収集必要量	24 kl/日
農業集落排水収集必要量	1 kl/日
避難所ごみ	1.8 t/日

既存施設の処理可能量・仮設処理施設

災害廃棄物の処理は、既存施設で処理を行うことが基本となるため、既存施設における災害廃棄物の処理可能量を検討する。本市の既存焼却施設（日田市清掃センター）における処理可能量は 2,931t/年、建設予定の次期焼却施設の処理可能量は 1,575t/年、既存最終処分場の処理可能量は 389t/年、既存し尿処理施設（日田市環境衛生センター）の処理可能量は 56kl/日となっている。

処理フロー

災害時には、処理方針、災害廃棄物の発生量、既存処理施設の処理可能量、廃棄物処理施設の被害状況を踏まえ、災害廃棄物の種類毎に、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法とその量を一連の流れで示した処理フローを作成する。処理フローは、災害廃棄物処理の進捗や性状の変化などに応じ、適宜見直しを行う。また、可能な限り再生利用率を向上させるために、災害廃棄物の分別徹底に努める。

処理スケジュール

災害廃棄物の処理期間は、災害の規模や職員の被災状況、災害廃棄物の発生量及び処理施設の被害状況等を考慮した処理可能量等を踏まえ、可能な限り早期に処理するスケジュールを検討し、災害廃棄物処理の進捗状況に応じて適宜見直しを行うものとする。処理期間の設定に当たっては、過去の災害における処理期間を参考にする。本計画の被害想定では、処理期間は「約1年」と設定した。

仮置場

仮置場は、災害廃棄物を被災現場から集積するために一時的に設置する場所で、災害時に必要に応じて本市が設置し、適切に管理・運営する。一次仮置場と二次仮置場は個別に設置することを基本とするが、被災状況に応じて、一次仮置場と二次仮置場を一体的に運用する。

各被害想定に基づき推計した仮置場必要面積を下記に示す。

災害		災害廃棄物発生量 (t)				仮置場必要面積 (m ²)			
		可燃物	不燃物	土砂	合計	可燃物	不燃物	土砂	合計
風水害等	平成29年7月豪雨と同規模の水害	4,090	292	3,178	7,560	2,045	88	435	2,568
地震	くえのひらやま はねやま 崩平山一万年山地溝北 縁断層帯地震	16,809	64,396	-	81,205	8,405	19,514	-	27,919

仮置場は、発災後早急に設置及び運用を行う必要があるため、平常時より仮置場候補地の選定を含め事前準備を行うとともに、庁内関係部局等と事前調整を行う。発災後は、平時の検討結果や被災状況などを踏まえて仮置場を選定し、速やかに開設する。また、仮置場候補地ごとに土地の形状や周辺環境が異なるため、それぞれに適した配置計画とする。仮置場の閉鎖に当たっては、原状復旧して所有者へ返還する。

収集運搬

発災後は、速やかに収集・運搬体制を確保し、災害廃棄物を撤去する。住民用仮置場及び一次仮置場からの災害廃棄物の流れを下記に示す。災害時において、収集運搬車両が不足する場合には、協定に基づいて大分県建設業協会又は一般社団法人大分県産業資源循環協会へ支援要請を行う。



環境対策・モニタリング・火災対策

災害廃棄物処理に伴う環境負荷の低減、市民及び作業員への健康被害防止のため、周辺環境の調査を定期的に行うとともに、必要に応じて環境対策を実施するものとする。

環境モニタリングを行う項目は、実際の被災状況を踏まえて決定し、災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて環境調査項目の追加等を行う。

損壊家屋等の解体・撤去

損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は原則として所有者が実施するが、所有者の意志確認や生活環境保全上の必要性等を考慮しながら、公費解体の必要性について判断する。国庫補助を受けて本市の事業として解体・撤去を行う場合は、県と調整の上、所有者の申請に基づき、民間事業者へ被災家屋の解体・撤去及び仮置場への運搬を委託する。とくに、通行上支障がある場合や倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に撤去（必要に応じて解体）する。

分別・処理・再資源化・最終処分

最終処分量の削減に努めるために、県が示している災害廃棄物の再生処理及び用途に基づき、災害廃棄物の分別・処理・再資源化を行う。災害廃棄物処理に伴い発生する焼却残渣及び再生利用できない不燃物は、日田市清掃センター最終処分場で処分することとする。

有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

有害物質が漏洩等により災害廃棄物に混入すると、災害廃棄物の処理に支障をきたすこととなる。このため、有害物質取扱事業所を所管する関係機関と連携し、厳正な保管及び災害時における対応を講ずるよう協力を求める。

思い出の品等

思い出の品や貴重品等の取扱ルールを設定し、作業にあたっては保管等の対応を行う。

災害廃棄物に係る国の財政措置

災害廃棄物の処理や廃棄物処理施設が被災した際には、国（環境省）の財政支援措置（災害等廃棄物処理事業費補助金、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金）を活用することで、本市の財政負担の軽減を図る。

災害廃棄物処理事業の進捗管理と見直し

大規模災害発生後には、本計画と整合を図りつつ、災害廃棄物処理実行計画を策定する。処理期間中は、災害廃棄物の量及び質に係る精査を継続して行い、処理の進捗等に応じて計画を段階的に見直す。

災害廃棄物処理に係る教育・訓練履修者数や仮置場候補地の選定等の進捗状況を毎年確認するとともに、県との課題を共有し、評価・検討を通じて本計画の実行性と職員の対応能力の向上を図る。

本計画は、本市の一般廃棄物処理対策や防災対策の進捗、本計画の進捗状況等を踏まえ、概ね5年を目途として見直しを行う。

